

1. 議事日程

〔令和元年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目〕

令和元年 9月 5日
午前 10時 開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 認定第1号 平成30年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第9号 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第10号 平成30年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第50号 成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第14 | 議案第51号 過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第15 | 議案第52号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第53号 安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第54号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第18 | 議案第55号 安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第56号 安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第57号 令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号） |

- 日程第 2 1 議案第58号 令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 2 議案第59号 令和元年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 3 議案第60号 令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 4 議案第61号 令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 5 議案第62号 令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 6 議案第63号 令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 7 発議第 7 号 主要農作物種子法の復活を求める意見書について
- 日程第 2 8 発議第 8 号 広島県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書について
- 日程第 2 9 請願第 1 号 主要農作物（米・麦・大豆）種子法の廃止に際し、国民の食の権利と食の安全を守るために、公共財としての農産物の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める、意見書の提出を願う請願書

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	新 田 和 明	2 番	芦 田 宏 治
3 番	玉 重 輝 吉	4 番	玉 井 直 子
5 番	山 根 温 子	6 番	前 重 昌 敬
7 番	石 飛 慶 久	8 番	児 玉 史 則
9 番	大 下 正 幸	10 番	山 本 優
11 番	熊 高 昌 三	12 番	宍 戸 邦 夫
13 番	秋 田 雅 朝	14 番	塚 本 近
15 番	金 行 哲 昭	16 番	青 原 敏 治
17 番	水 戸 眞 悟	18 番	先 川 和 幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

11 番	熊 高 昌 三	12 番	宍 戸 邦 夫
------	---------	------	---------

5. 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	竹 本 峰 昭
教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	西 岡 保 典

企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	岩崎猛
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
産業振興部特命担当部長	行森俊莊	建設部長兼公営企業部長	蔵城大介
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	寄実正次郎	高宮支所長	児玉晃
甲田支所長	宮本智雄	向原支所長	佐々木幸浩
総務課長	内藤道也	財政課長	高藤誠
政策企画課長	河本圭司	代表監査委員	女鳥清治
監査委員事務局	国司秀信		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	佐々木浩人
総務係長	國岡浩祐	主任主事	岡憲一

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○先川議長 皆様おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
森岡事務局長。

○森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育長、代表監査委員より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、平成30年度決算に基づく健全化判断比率、及び資金不足比率について報告がありました。  
第3点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、1件の報告がありました。  
第4点、監査委員より、令和元年6月分、及び7月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。

○先川議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、11番熊高昌三君、及び12番 宍戸邦夫君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会から報告をいたします。  
令和元年第3回定例会の運営につきまして、去る8月8日、8月29日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から9

月25日までの21日間といたしました。

議事の都合により、9月7日から9月8日、並びに9月12日から9月24日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定10件、議案14件、発議2件、請願1件の計27件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号から第10号までの10件につきましては、提案理由説明の後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託。議案第57号から第63号までの7件につきましても、提案理由説明の後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。また、議案第50号及び第51号の2件につきましては、総務企画常任委員会へ、議案第52号から第54号の3件につきましては文教厚生常任委員会へ、議案第55号及び56号の2件につきましては産業建設常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

発議第7号及び第8号の2件、並びに請願第1号につきましては、委員会付託を省略することとしました。

なお、8月29日の議会運営委員会までに提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、総務企画常任委員会及び文教厚生常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、12人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に9月9日を6人、10日を6人といたします。

以上、報告を終わります。

○先 川 議 長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は21日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先 川 議 長 御異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

- | | | |
|------|-------|---------------------------------------|
| 日程第3 | 認定第1号 | 平成30年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 | 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 | 平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 | 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 | 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 | 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 | 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |

- 日程第10 認定第8号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第10号 平成30年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○先川議長 日程第3、認定第1号「平成30年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から日程第12、認定第10号「平成30年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの10件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、令和元年第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用のところ、御参集をいただき、ありがとうございます。

さて、このたび定例会へは平成30年度の決算認定10議案、条例関係7議案、補正予算関係7議案を提出しております。

どうかよろしく御審議をお願いいたします。

それでは、認定第1号から認定第10号までの提案理由について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、平成30年度安芸高田市一般会計決算、及び各特別会計決算並びに安芸高田市水道事業決算の認定を求めらるるものであります。

認定第1号から第10号まで一括して説明させていただきます。

最初に、認定第1号「平成30年度安芸高田市一般会計決算」は、歳入総額220億9,958万540円、歳出総額212億6,728万6,723円で、実質収支2億384万9,817円となりました。

次に、認定第2号「平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算」は、歳入総額35億3,938万5,049円、歳出総額34億5,925万3,814円で、実質収支8,013万1,235円となりました。

次に、認定第3号「平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算」は、歳入総額4億8,317万9,079円、歳出総額4億7,221万6,316円で、実質収支1,096万2,763円となりました。

次に、認定第4号「平成30年度安芸高田市介護保険特別会計決算」は、歳入総額46億884万1,677円、歳出総額45億555万8,692円で、実質収支1億328万2,985円となりました。

次に、認定第5号「平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額2億8,005万8,635円、歳出総額2億7,993万6,747円で、

実質収支12万1,888円となりました。

次に、認定第6号「平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算」は、歳入総額6億4,466万7,857円、歳出総額6億4,041万5,239円で、実質収支20万1,618円となりました。

次に、認定第7号「平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算」は、歳入総額5億518万708円、歳出総額5億499万6,681円で、実質収支18万4,027円となりました。

次に、認定第8号「平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算」は、歳入総額3億3,193万8,675円、歳出総額3億3,175万5,603円で、実質収支18万3,072円となりました。

次に、認定第9号「平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算」は、歳入総額1,071万5,519円、歳出総額1,064万6,203円で、実質収支6万9,316円となりました。

次に、認定第10号「平成30年度安芸高田市水道事業決算」の収益的収入、及び支出の決算額は、収入額9億9,899万3,184円、支出額9億6,620万9,729円、当年度純利益は2,377万3,224円となりました。当年度未処分利益剰余金につきましては、前年度未処分利益剰余金に当年度純利益を加えた7,533万8,745円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の決算額は、収入額9,828万434円、支出額3億6,997万2,750円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,169万2,316円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額537万5,261円、過年度分損益勘定留保資金4,263万2,144円、当年度分損益勘定留保資金2億2,368万4,911円で補填をしたものであります。

以上、10議案につきまして、慎重に審議をいただき、適切なる認定をいただきますようお願いをいたします。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、会計管理者から要点の説明を求めます。

会計管理者 兼村恵君。

○兼村会計管理者

おはようございます。

それでは、平成30年度安芸高田市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、決算書に基づき、要点の御説明を申し上げます。

初めに、一般会計の歳入歳出決算でございます。

決算書の5ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額248億4,389万2,000円、調定額244億4,897万5,684円に対しまして、収入済額は220億9,958万540円で、収納率は90.4%でございます。2,208万7,835円の不納欠損処分を行い、23億2,775万3,122円が収入未済となりました。この収入未済額には、繰越明許費に係る財源でございます国庫支出金、県支出金などが含まれております。

次に、歳出の決算でございます。

13ページをお開きください。

予算現額248億4,389万2,000円に対して、支出済額は212億6,728万6,723円で、執行率は85.6%でございます。繰越明許費として、24億8,284万5,000円を、事故繰越として206万2,000円を翌年度に繰り越ししております。

16ページをお開きください。

以上の結果によりまして、平成30年度一般会計の収支決算は、歳入総額220億9,958万1,000円、歳出総額は212億6,728万7,000円で、歳入歳出差引額は8億3,229万4,000円となりましたので、これを翌年度に繰り越しいたしました。

なお、実質収支額は繰越明許費に係る一般財源等6億2,844万4,000円を差し引いた2億385万円の黒字となり、このうち1億1,000万円を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に繰り入れをいたしました。

それでは、主な歳入につきまして、款別に御説明をいたします。

17ページをお開きください。

1款市税は、収入済額34億7,281万1,823円で、調定額に対する収納率は96.1%でございます。1,283万6,214円の不納欠損処分を行い、1億2,844万2,592円が収入未済となりました。

21ページをお開きください。

10款地方交付税は、収入済額86億7,018万8,000円でございます。12款分担金及び負担金は、収入済額2億211万2,106円で、収納率は92.6%でございます。事業の繰り越しに伴います農業費、分担金などを含め、1,623万7,085円が収入未済となりました。

23ページをお開きください。

13款使用料及び手数料は、収入済額3億1,123万807円で、収納率は94.9%でございます。市営住宅使用料、し尿処理手数料など、1,688万9,581円が収入未済となりました。

29ページをお開きください。

14款国庫支出金は、収入済額20億6,044万7,322円で、収納率は83.6%でございます。収入未済額4億561万9,000円は事業の繰り越しに伴います災害復旧費国庫負担金及び土木費国庫補助金などの一部が収入未済となったものでございます。

37ページをお開きください。

15款県支出金は、収入済額15億5,877万2,298円で、収納率は91.3%でございます。収入未済額1億4,935万7,000円は、事業の繰り越しに伴います、農林水産業費県補助金などの一部が収入未済となったものでございます。

51ページをお開きください。

17款寄附金は、収入済額8,363万9,602円で、ふるさと応援寄附金などでございます。

55ページをお開きください。

20款諸収入は、収入済額2億5,092万1,215円で、収納率は43%でござ

います。925万1,621円の不納欠損処分を行い、貸付金など、3億2,310万7,864円が収入未済となっております。

63ページをお開きください。

21款市債は、収入済額23億3,450万円で、収納率は64.4%でございます。収入未済額12億8,810万円は、事業の繰り越しに伴います充当事業債がそれぞれ収入未済となったものでございます。

続いて、歳出につきまして款別に御説明をいたします。

67ページをお開きください。

1款議会費は、支出済額1億8,195万3,601円で、執行率は97.3%でございます。

2款総務費が、支出済額29億7,034万4,072円で、執行率は93.5%でございます。繰越明許費1億2,521万6,000円は事業の繰り越しに伴います委託料、工事請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

81ページをお開きください。

3款民生費は、支出済額58億8,266万9,441円で、執行率は97.5%でございます。繰越明許費240万9,000円は、事業の繰り越しに伴います工事請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

93ページをお開きください。

4款衛生費は、支出済額15億3,595万7,567円で執行率は97.4%でございます。

99ページをお開きください。

5款労働費は支出がございませんでした。

6款農林水産業費は、支出済額13億7,923万7,011円で、執行率は89.4%でございます。繰越明許費1億338万円、事故繰越206万2,000円は事業の繰り越しに伴います工事請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

105ページをお開きください。

7款商工費は、支出済額2億3,567万127円で、執行率は85.4%でございます。繰越明許費918万1,000円は、事業の繰り越しに伴います工事請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

107ページをお開きください。

8款土木費は、支出済額18億5,484万8,739円で、執行率は64%でございます。繰越明許費9億4,477万8,000円は、事業の繰り越しに伴います委託料、公有財産購入費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

115ページをお開きください。

9款消防費は、支出済額6億8,102万9,893円で、執行率は95.2%でございます。繰越明許費942万3,000円は、事業の繰り越しに伴います委託料などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

119ページをお開きください。

10款教育費は、支出済額19億210万1,915円で、執行率は84.5%でございます。繰越明許費3億831万円は事業の繰り越しに伴います委託料、工

事請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

133ページをお開きください。

11款災害復旧費は、支出済額9億5,305万3,492円で、執行率は38.3%でございます。繰越明許費9億8,014万8,000円は、事業の繰り越しに伴います工事請負費などを翌年度へ繰り越ししたものでございます。

137ページをお開きください。

12款公債費は、支出済額36億9,042万865円で、執行率は99.9%でございます。

13款予備費につきましては、11個の目に2,236万2,000円を充当いたしております。

一般会計の歳出につきましては以上でございます。

これから、御説明をいたします8つの特別会計の決算につきましては、各会計とも実質収支概要の説明とさせていただきます。

それでは、初めに国民健康保険特別会計の歳入歳出決算でございます。

150ページをお開きください。

歳入総額35億3,938万5,000円、歳出総額34億5,925万4,000円で、歳入歳出差引額は8,013万1,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。国民健康保険税1億481万5,456円が収入未済となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

176ページをお開きください。

歳入総額4億8,317万9,000円、歳出総額は4億7,221万6,000円で、差し引き1,096万3,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。後期高齢者医療保険料248万6,090円が収入未済となっております。

続いて、介護保険特別会計でございます。

194ページをお開きください。

歳入総額46億884万2,000円、歳出総額45億555万9,000円で、差し引き1億328万3,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。介護保険料等669万5,400円が収入未済となっております。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。

226ページをお開きください。

歳入総額2億8,005万9,000円、歳出総額2億7,993万7,000円で、差引額は12万2,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。加入者分担金など、145万4,210円が収入未済となっております。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計でございます。

240ページをお開きください。

歳入総額6億4,466万8,000円、歳出総額は6億4,041万5,000円で、差引額は425万3,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

なお、実質収支額は繰越明許費に係る一般財源等405万1,000円を差し引いた20万2,000円の黒字となりました。下水道使用料、公共下水道事業債など、2億5,643万4,574円が収入未済となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。

254ページをお開きください。

歳入総額5億518万1,000円、歳出総額は5億499万7,000円で、差引額は18万4,000円となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。下水道使用料106万1,421円が収入未済となっております。

次に、浄化槽整備事業特別会計でございます。

268ページをお開きください。

歳入総額3億3,193万9,000円、歳出総額は3億3,175万6,000円で、差し引き18万3,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。浄化槽使用料142万5,480円が収入未済となっております。

次に、コミュニティ・プラント整備事業特別会計でございます。

282ページをお開きください。

歳入総額1,071万5,000円、歳出総額は1,064万6,000円で、差し引き6万9,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しをいたしました。

289ページ以降につきましては、公有財産、物品、債権、基金等の財産に関する調書でございます。

以上で、平成30年度一般会計及び各特別会計の決算の要点説明を終わります。よろしくお願いたします。

○先川議長

これをもって要点の説明を終わります。

次に、監査委員から本10件に関する審査意見の報告を求めます。

代表監査委員 女鳥清治さん。

○女鳥代表監査委員

それでは、決算審査意見報告をさせていただきます。

平成30年度の一般会計特別会計及び水道事業の決算の審査、並びに決算に基づく健全化判断比率等の審査でございますが、その執行状況等につきましては、安芸高田市監査基準に基づき、石飛監査委員と審査を実施し、合議に達しましたので、御報告申し上げます。

初めに、平成30年度安芸高田市各会計歳入歳出決算に関する審査意見につきまして、お手元に配付されております意見書により御報告申し上げます。

審査に付されました平成30年度安芸高田市一般会計及び8つの特別会計の決算書及びその他の付属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月現金出納検査等の結果を踏まえ、関係職員の説明を求め、審査いたしました。

審査の結果、決算関係書類は、関係法令に準拠して適正に作成されており、証書類と照合審査の結果、その計数は正確であることを認め、また予算の執行についても、おおむね適正であることを認めました。

決算の状況は、一般会計、特別会計を合わせた総額です。総額では、形式収支、実質収支は黒字、単年度収支は赤字となっており、市債の借入残高は337億2,934万6,000円と前年度より4.1%減少し、収入未済額も6億461万円と前年度より4.2%減少しております。

普通会計の財政構造を見ますと、財政力指数は、0.313で、前年度よ

り0.006ポイント下降し、経常収支比率が前年度より2.3ポイント上昇して97.4%となり、依然として経常一般財源の乏しい状況が続いております。

次に意見でございますが、個別項目の中から3点について述べさせていただきます。1点目として、収入未済でございますが、市税等、滞納整理対策本部を中心として、徴収目標を設定し、年間を通じて計画的に取り組まれておられます。

今後とも、滞納者の事情を把握した上で、全庁的に取り組んでいかれることを期待します。

2点目はサテライトオフィス誘致事業についてです。

高宮町の川根の川添商店を現地で見させていただきましたが、地域での仕事づくりに大変有意義なものと感じました。今後も市外で活躍されている本市出身の方にアプローチするなど、工夫して取り組んでいただきたいと思います。

3点目に、コンビニ活用の拡大策についてでございます。平成29年度から開始された市税・使用料のコンビニ納付は、利用率が向上し、平成30年7月から始まった住民票・所得証明書のコンビニ交付も進んでいるようです。これから、ますます市民の利便性が向上するよう、マイナンバーカードの普及とあわせて取り組んでいただきたいと思います。

次に、平成30年度安芸高田市水道事業の決算に関する審査、意見につきまして、お手元に配付されております意見書により御報告を申し上げます。

審査に付されました平成30年度安芸高田市水道事業の決算につきましては、決算書、財務諸表及び付属書類について、関係法令に準拠して作成されているか確認し、係数の正確性を検証するとともに、経営成績、及び財政状態が適正に表示されているか、関係職員の説明を求め審査を行いました。

審査の結果、それぞれの関係法令に準拠して適正に作成されており、証書類と照合審査の結果、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を明瞭に表示しているものと認めました。当年度の経営成績は前年度の純損失から一転して、2,377万3,000円の純利益を確保し、主要な利益指標である総収支比率、経常収支比率、営業収支比率がいずれも前年度を上回り改善しましたが、営業収支比率は48.56%と、5年連続100%を下回っております。

財政状態について、キャッシュフロー計算書で見ますと、水道事業本体の活動である営業活動によるキャッシュフローで、投資活動及び財務活動のキャッシュフローを賄うことができいております。また、企業の支払い能力を示す流動比率や当座比率で見ますと、いずれも100%を超え、正常の範囲内で当面問題はないと考えられます。

平成30年12月使用分から、10%の料金値上げが行われ、経営改善の兆しは見られるものの、今後も継続して一般会計からの繰入が必要な経営

状況が予測されます。水道事業は言うまでもなく、市民生活を支える重要なライフラインであり、市の存続をかけた人口減対策、定住促進の課題にも無関係ではございません。引き続き、経営の効率化や経営削減等を進めるとともに、料金改定による経営の改善状況や広島県が推進する水道広域化など、外的要因となる社会状況等を慎重に見きわめながら、今後の事業運営に努めていただきたいと思います。

続きまして、決算に基づく財政の状況でございますが、お手元に配付されております平成30年度安芸高田市健全化判断比率等審査意見書により御報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め、審査を行いました。

審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確であることを認めました。各会計の収支の赤字や資金の不足はなく、実質公債比率及び将来負担比率は前年度に比べて上昇していますが、国が示す早期健全化基準を下回っております。今後とも、財政の健全化に留意しながら、財政運営に努めていただきたいと思います。

平成30年度は本市で初めて人口の転入が転出を上回る社会増となりました。これは広島県内でも5市しか達成できていないことであり、これまで取り組んでこられた人口減対策の成果があらわれてきたと考えられます。今後も予想される厳しい財政状況の中にあっても、災害復旧、復興と人口減対策に、着実な成果を得られるよう、「住み続けたいまち、安芸高田市」をつくるための施策が確実に成功することを希望しまして、意見書の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○先川議長

以上で、審査意見の報告を終わります。

これより、本10件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本10件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第50号 成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を  
図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴  
う関係条例の整理に関する条例

○先川議長

日程第13、議案第50号「成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の

整理に関する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第50号「成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の人権を保護する目的で、なされた各種法律の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第51号 過疎地域自立促進計画の変更について

○先川議長 日程第14、議案第51号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第51号「過疎地域自立促進計画の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

過疎債を財源として実施する事業は、過疎地域自立促進計画に掲載されている事業のみが対象となります。このことから、新たな過疎債を財源として、実施をしようとする事業について、本市過疎地域自立促進計画に追加掲載するものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第52号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第15、議案第52号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第52号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和元年11月5日施行の住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令により、住民票等に旧氏を併記することが可能になることに合わせ、印鑑登録証明書に旧氏を併記することを可能とするように条例を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第53号 安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第16、議案第53号「安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第53号「安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、上位法である災害弔慰金の支給等に関する法律における災害援護資金の貸し付けを受けた者の、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、合議制の機関の設置について、必要な措置を講じるよう、法律の改正が行われたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第17 議案第54号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○先川議長 日程第17、議案第54号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第54号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が、令和元年11月1日に施行され、関係法令中の用語の整理が行われたことに伴い、関係条例を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第18 議案第55号 安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第18、議案第55号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第55号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、行政区を新たに設置することに伴い、水道事業の給水区域に行政区を追記することから、条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会

に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第56号 安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第19、議案第56号「安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第56号「安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、水道法の一部を改正する法律等が令和元年10月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

ここで、この際11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第57号 令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第58号 令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第59号 令和元年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第60号 令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第61号 令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第62号 令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第63号 令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

○先川議長 日程第20、議案第57号「令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第

2号) 」の件から、日程第26、議案第63号「令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)」の件までの7件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第57号から議案第63号までの7議案について一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第57号「令和元年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億1,168万円を追加し、予算の総額を221億2,724万2,000円とするものであります。

次に、議案第58号「令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ209万円を追加し、予算の総額を37億8,322万9,000円とするものであります。

次に、議案第59号「令和元年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ929万1,000円を追加し、予算の総額を45億296万3,000円とするものであります。

次に、議案第60号「令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ484万1,000円を減額し、予算の総額を2億6,943万2,000円とするものであります。

次に、議案第61号「令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,482万円8,000円を追加し、予算の総額を8億3,136万7,000円とするものであります。

次に、議案第62号「令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,242万8,000円を追加し、予算の総額を5億1,680万1,000円とするものであります。

次に、議案第63号「令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、予算の総額を3億6,196万7,000円とするものであります。

以上、議案第57号から議案第63号までの7議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより本案7件に対する一括質疑を行います。
質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案7件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第27 発議第7号 主要農作物種子法の復活を求める意見書について

日程第28 発議第8号 広島県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書について

○先川議長 日程第27、発議第7号「主要農作物種子法の復活を求める意見書について」の件、及び日程第28、発議第8号「広島県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書について」の2件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番、宍戸邦夫でございます。

発議第7号「主要農作物種子法の復活を求める意見書」につきまして提案理由を申し上げます。

平成29年4月、国会で稲、麦、大豆の優良種子の生産普及を都道府県に義務づける主要農作物種子法、以下種子法と言います。の廃止が決まり、平成30年4月1日に廃止されました。

種子法は、国や都道府県の役割を明確にしたものであり、優良な稲、麦、大豆など、主要農作物の種子、生産普及のための施策が実施され、農業者には安価で安心な種子が、消費者には高品質な農作物が安定的に供給されてきました。

しかし、種子法廃止により、日本のそれぞれの地域が守り、伝えてきた多くの優良な種子が、外資系事業者などの独占等で種子価格の高騰による農業所得の減少、また遺伝子組み換え品種が生み出されるなど、食料供給の観点から健康的な不安もあります。私たちはまず生きていかなければならないのであって、そのためには毎日の食生活が基本となります。

これらのことから、農業者のみならず、将来にわたって食の安全、安心が脅かされることが危惧され、消費者にとっても、影響は大きく、重大な問題です。

当然、安芸高田市民にとりましても、例外でないということは言うまでもありません。よって、国に対して、主要農作物種子法の復活を求める意見書を提出するものであります。

こうした取り組みは、平成29年7月茨城県JA水戸の組合長、そして生協の理事長などが発起人となって、日本の種を守る会が設立され、広く種子の大切さを広報し、公共の種子を守るため、新しい議員立法を求めて活動されている中で、全国各自治体で広がっているようであります。

現在、安芸高田市においても、有志で組織された団体、略称ではありますが、日本の種、安芸高田の会が、新たな法整備や条例制定に向けた活動をされておられます。ここで紹介をしておきたいと思います。

私たちは今こそ、生命と食、持続可能な農業の未来を考える新たなきっかけとなればと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、発議第8号「広島県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書」につきまして、提案理由を申し上げます。

平成29年4月、国会で、稲、麦、大豆の優良種子の生産普及を都道府県に義務づける主要農作物種子法、以下種子法と言いますが、の廃止が決まり、平成30年4月1日廃止されました。

種子法は、国や都道府県の役割を明確にしたものであり、広島県においても、優良な稲、麦、大豆など、主要農作物の種子、生産普及のための施策が実施され、農業者には安価で安心な種子が、消費者には高品質な農作物が安定的に供給されてきました。

しかし、種子法廃止以後、広島県は、これまで規則での対応であったものが、法的には根拠のない取扱要領等での対応となって、将来財政的にも安定した対応ができなくなるのではないかという恐れがあります。

日本のそれぞれの地域が守り、伝えてきた多くの優良な種子が、今後、外資系事業者などの独占等で種子価格の高騰による農業所得の減少、また遺伝子組み換え品種が生み出されるなど、食料供給の観点から健康的な不安もあります。

これらのことから、農業者のみならず、将来にわたって食の安全、安心が脅かされることが危惧され、消費者にとっても、影響は大きく、重大であります。

当然、安芸高田市にとりましても、例外でないということは言うまでもありません。ちなみに、安芸高田市における平成31年、令和元年度の水稲採種圃場種子面積は、45.5ヘクタール、41名がその作付に携わっておられます。これらが今後、何らかの影響が出るのではないかと心配なところでもあります。

以上のようなことから、農業者、消費者、双方の不安を払拭するためにも、広島県に対して、広島県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書を提出するものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

5番 山根温子さん。

○山根議員 発議第7号について質疑いたします。

詳しく説明をいただいたところではございますけれども、最後に、国におかれては日本の種子を保全するため、積極的な施策をするよう下記の事項の実現を強く求めますとあります。これの3項目。都道府県などが有する種苗生産知識について、民間企業への提供促進を規定した農業競争力、強化支援法第8条第4号を削除することとあります。

これについて、私もこの支援法を読み解くにあたって、意見書の中で、品種の単一化ということを危惧されていらっしゃるけれども、それであれば3号の農業資材であって、銘柄ごとのその生産の規模が小さく、その生産を行う事業者の生産性が低いものについて、銘柄の集約の取り組みを促進することとあります。

これは、民間とか外部からではなくて、国がその銘柄を集約する取り組みを促進すると言ってるわけございまして、ある意味、そういう中では今まで小さいながらも品原種さらにはそういうものについて、地域で大切に守ってきた種を集約されるという可能性もありますが、どのようなお考えで3号を入れなかったのか、お伺いをいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これは、それぞれ発議者によっては、やり方があろうと思います。私は特に、この3項目が最重要、優先的にある。書けばたくさんあります。国に意見書を提出するにあたってはですね。

しかし、簡潔にする。特にこの問題だけが重要視するべき問題であると、私の判断に基づいて、3項目に絞ったわけでありまして。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

ほかに、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、これより本案2件を個別に討論、採決をいたします。

まず、発議第7号「主要農作物種子法の復活を求める意見書について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

討論がありますので、まず、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。  
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

13番 秋田雅朝君。

○秋田議員 発議第7号に対しまして、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

ただいま提出者のほうから、事細かくこれまでの種子法に対しての取り組みであったり、食に対する現状であったり、それから今後についての意見書ということで文書のほうを作成され、読み上げられました。十分ここで趣旨は私は伝わっているとは思いますが、私のほうは種子法廃止の影響について、私なりに考えましたので、私なりの意見を述べさせていただきますというふうに思います。

それで、先ほどもございました、種子法は国から都道府県へ出される補助金の根拠法になっているという現実があります。種子法が廃止された今、この仕組みを維持する予算がいつまでつくのかが結局危ぶまれているところでございます。

当然、予算がつかなければ、今後各地のブランド米の種の供給を維持するためには、種子の値段を上げざるを得なくなってくるという現実がございます。また、市場の米の価格も高騰するだろうという懸念がございます。

これまで、原種、原原種の開発、管理には非常に手間暇とコストがかかっていて、丁寧な育成と厳格な審査をクリアしなければいけない状況があります。税金を投入して、種を生産しているからこそ、農家は高品質な種を安く安心して仕入れることができているのだというふうに認識いたしております。

根拠法がなくなったことで、予算の配分が変わる可能性もあり、いわゆる奨励品種を多く持つ米どころの自治体は、今のやり方を維持するように努める必要がございます。現に、種子法廃止を受けて、条例で同制度を維持する動きも各地で起きているのが現状でございます。

日本の各地域に合った米の品種が在来種としてつくられ、米の多様性を保っていて、稲だけで約400品種もの種の採取を続けてこられたのも、種子法によって予算が確保できてきたおかげであると言わざるを得ません。

そうした状況の中、広島県でも、広島県農業人員バンクというので種子の貸し出し事業等を実施され、一度はつくられなくなった作物を地域の特産品として復活させた例もあると聞いております。

こうしたことを含めまして、安芸高田市、基幹産業は農業でございます。農家の方が一生懸命農業に励まれる一つの課題として考えたときに、この種子法廃止、再度復活していただく、廃止を復活していただくことが今後の安芸高田市の農業にも大きくかかわってくると思います。

また、先ほど提出者からもございましたように、市民の方もそういっ

たことの懸念をされて、いろいろと研究をされたり、会をつくられて、今後の取り組みを用意されている現状もございますので、そうした意味も含めまして、これは必ず国のほうへ意見書を提出していただき、それから農業が振興、発展できることを祈念いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○先川議長 ほかにも賛成討論はありませんか。

5番 山根温子さん。

○山根議員 本発議に対して、賛成討論を行います。

政府は主要農作物種子法が廃止されても、種苗法で補えると言っております。その種苗法は、種子を開発した企業の知的所有権を守る法律でございます。種子法という根拠法がなくなれば、義務づけられなくなった都道府県は予算措置ができず、本当にこれまで守られてきた種苗、種が民間の知的所有権だけのために守られるようなことも考えられます。

よって、今回主要農作物種子法の復活を求める意見書については、しっかりと国に意見をし、今までの日本の種を守っていくことを安芸高田市議会として求めるものであることと思います。

賛成討論でございます。

○先川議長 ほかにも賛成討論はありませんか。

10番 山本優君。

○山本議員 ただいまの提案者の説明を聞いて、賛成の立場から討論させていただきます。

提案者から今説明がございましたように、この種子法は主要農作物の種子の生産は、農業のほう、または国民の食の安心、安全のために、ぜひ必要と考えております。この意見書の提案どおり、国、県に提出されることを願ひまして、賛成討論といたします。

以上です。

○先川議長 ほかにも賛成討論はありませんか。

(賛成討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第7号「主要農作物種子法の復活を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、発議第8号「広島県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 発議第8号に対する賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど発議7号がありましたが、内容としては、国と県の違いということで、具体的な目的というのは同じだろうと思っておりますので、あえて7号のほうはそれぞれ賛成討論されましたので、同様な気持ちであります。

そして、第8号については、県への条例制定そういった要望ということで、内容については、全て皆さんがおっしゃったような内容ですが。私も産業建設常任委員会の委員長という立場で、以前からこのことには着目をしておりまして、委員会でも協議の場をもっていこうということで協議をしていました。

今回も市民の皆さんから、請願という形でそういったものが出てくるということで、当然委員会のほうでそういった中身の精査をするという気持ちでございましたが、幸いにも発議という形で総務委員長である宍戸議員から発議をされております。

そういった多くの議員の皆さんがどうやって理解を深めていくかということ委員会としてはこれから取り組もうと思っておりましたが、既にそういった理解を全ての議員の皆さんがされておるというようなことを伺いまして、非常に安心をし、こういったものが素早く県のほうにも伝わり、県としてもしっかりと安芸高田市のような、農業地域をしっかりと支えるための施策として、この主要農作物種子法廃止に対する対応というのをしっかりとやっていただきたいということを念じまして、賛成討論とさせていただきます。

○先川議長 ほかに賛成討論はありませんか。

5番 山根温子さん。

○山根議員 発議第8号に対して、賛成討論をいたします。

意見書提出者からも言われましたように、安芸高田市に対する影響も言われておりますけれども、水稻種子の栽培だけではなく、安芸高田市では主食用米、酒造好適米、酒米ですね。それと加工米が作付されております。農林水産省の統計情報からは、平成29年の安芸高田市の農業部門別の産出額の推計値では、農業産出額合計が86億1,000万円。そのうち、約3割の25億8,000万円がお米であります。また、農業経営体数合計が2,362経営体がございますが、そのうち1,977経営体、約8割が水稻というデータがございます。種の問題は、安芸高田市の農業生産者にとっても、本当に重大な問題であるということがわかります。

広島県は、広島県稲、麦類及び大豆種子取扱要領を制定し、これまでどおりとしていますが、要領というのは本当に具体的な手順としてつくった行政機関内部の決まりでございます。条例のように、議会の議決によって制定された法規で、しっかりと法的な定めによって、つまり条例化して、この種を守っていくことが重大だと考えております。

以上、賛成の討論といたします。

○先川議長 ほか賛成討論はありませんか。

13番 秋田雅朝君。

○秋田議員 賛成討論のほうを行わせていただきたいと思います。

今、県のほうに主要農作物種子条例の早期制定という求める意見書で  
ございます。

全国的にも、この県ごとの条例制定を進めているという現状がござい  
ます。今わかっているだけでも、10都道府県が既に条例を制定されてい  
るということでございます。

よそがやるとかやらんとかと言うんじゃなくして、その制定された県  
を見ますと、やはり稲作、米作が盛んな地域はもう既に取り組みされてい  
るという現状がございます。

県の条例は、国の法律に置きかわるものではないという専門家の指摘  
もございますが、条例の意義であったり、位置づけを引き続き検証をし  
ていながら、取り組まなくてはいけないということが考えられますし、  
平成30年度の食料、農業、農村白書では、こうした地域の独自性を反映  
した条例制定の動きが出ていることについて、農林水産省のほうでも、  
このような現場での取り組みを尊重しつつ、引き続き種子供給体制の整  
備に取り組んでいきます、というふうにもされております。

要は、国もそういうことは言っておられますが、まずは県の条例はや  
はりきちんとつくっていく必要があります、そのことが本市の農業の振興に  
つながっていくということを確認しながら、賛成討論とさせていただきます。

○先川議長 ほか賛成討論はありませんか。

(賛成討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第8号「広島県主要農作物種子条例の早期制定を求め  
る意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 請願第1号 主要農作物(米・麦・大豆)種子法の廃止に際し、
国民の食の権利と食の安全を守るために、公共財と
しての農産物の種子を保全する新たな法整備や条例
整備と施策を求める、意見書の提出を願う請願書

○先川議長 日程第29、請願第1号「主要農作物(米・麦・大豆)種子法の廃止に
際し、国民の食の権利と食の安全を守るために、公共財としての農産物
の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める、意見書の提
出を願う請願書」の件を議題といたします。

今定例会において、本日までに受理した請願はお手元に配付いたしま
した請願文書表のとおりであります。

本件は、先ほど議決されました、発議第7号及び発議第8号と同一趣旨のものでありますので、採択されたものとみなすことに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先 川 議 長 御異議なしと認め、採択されたものとみなすことにいたします。
以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日は、これにて散会いたします。
次回は、9月9日午前10時に再開いたします。
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員